

三重代協では平成 26 年 4 月 1 日より三重弁護士会との事業提携により、各会員様向けに無料法律相談をご利用いただける制度をスタートさせております。制度内容としまして各会員様やお客様の自動車事故や賠償事故を中心に、企業法務、労働事件、家事事件等の法律相談などを初回相談料無料（30分程度）でご相談いただけます。

ご利用方法につきましては相談内容を「法律相談依頼票」にご記入いただき、弁護士一覧より相談したい弁護士事務所に F A X、その後は各会員様と弁護士とで直接連絡をとって進めていただく事となります。なお一覧に掲載されている弁護士であれば各会員様の所属支部に振り分けられた弁護士以外への相談も可能です。ただし一つの事案に対しては 1 回のご利用が限度となります。

<ご利用の流れ>

①「法律相談依頼票」にご記入後、依頼したい弁護士事務所に直接 F A X。



②各会員様と弁護士で直接打ち合わせを実施。



③弁護士事務所等で相談。（初回 30 分まで相談料無料）

※依頼される弁護士は一覧に掲載されている弁護士であれば各支部に振り分けられた弁護士以外でも構いません。ただし一つの事案に対しては 1 回の利用が限度となります。

※制度としてご利用いただけるのは初回 30 分程度の無料相談のみとなります。
以降の事につきましては直接弁護士とご相談下さい。

※弁護士への法律相談依頼は必ず代協会員様名で専用フォームを使用して行って下さい。
お客様等が直接 F A X されましても制度対象とはなりませんのでご注意下さい。

※弁護士一覧、法律相談依頼票は会員専用ページに掲載されておりますので
そちらからダウンロードしてご利用下さい。